

令和8年度長崎大学教育学部附属中学校の部活動に係る活動方針

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）ガイドライン

令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
令和8年2月 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

長崎大学教育学部 附属学校の部活動ガイドライン

- ・生徒のバランスのとれた生活と成長の確保等のほか、精神的・体力的負担への配慮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目、芸術文化活動への特性を踏まえつつ、部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化期活動等を楽しむことで、運動習慣の確立、豊かな心や創造性の涵養等を図り、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

長崎大学教育学部附属中学校

【部活動の目的】

本校における部活動は、教育活動の一環として行うもので、保護者の理解と協力を得て、生徒の体育・文化活動を促進し、体力の増進と豊かな情操を培い、健全な心身の発達を図るとともに、よりよい社会人となるための資質の育成に寄与する。

【部の設置及び指導者】

- ①校長は、活動内容の充実、生徒の安全の確保、教師の時間外勤務削減等の観点から、設置する部の種類や適正な数等について、毎年度見直しを行う。
- ②顧問は、校長の委嘱を受けて指導に当たる。
- ③校長は、各部顧問からの相談を受け、必要と判断した場合には、本校教員以外に指導者として適正と認めた者を外部コーチとして任命する。任命の時期は、原則として年度当初とし、任期は1年間とする。再任は妨げないが、指導者としてふさわしくない行為等があった場合は、任期途中であっても解任することができる。

【活動時間及び休養日】

- ①活動時間は、平日2時間、休日及び長期休業日等は3時間をそれぞれ超えない程度とする。
- ②学期中は、毎週水曜日及び土日のどちらかを休養日とすることを原則とし、週2日以上休養日を設ける。また、「家庭の日」（毎月第3日曜日）及び学校閉庁日は、休養日とする。
- ③長期休業中は、学校閉庁期間に加え、部ごとに休養期間を設ける。

【参加する大会等】

- ①中学校体育連盟が主催・共催する中総体や新人大会等への参加を基準とする。
- ②その他の大会については、年間7回を上限とし、参加する大会等を精査する。

【その他】

- ①校長は、本校の部活動が、「大会やコンクール等で優秀な成績を収めることに主眼を置くものではない」ことについて、保護者をはじめとする関係者からの理解を得る。
- ②保護者は、「部活動の目的」を踏まえ、顧問や外部コーチ、他の保護者と協力して、よりよい部の運営を目指す。部活動運営の具体については、別途、部活動運営規約に定める。
- ③休養日の設定は、スポーツ外傷等のリスクを下げるほかに、生徒に、部活動ではないことに取り組む時間を保障する意味がある。したがって、練習計画立案に当たっては、生徒のバランスのとれた成長や正課の教育活動を妨げることがないように十分に配慮する。
- ④部ごとに状況が異なるため、「活動時間及び休養日」を詳細に示すことは難しいが、例えば、練習試合等の上限は月2回、1週間あたりの活動時間の上限は16時間とすることが望ましい。
- ⑤令和10年度までに「(一社)長大附属未来創造アカデミー」へ完全移行するために、令和8年度は、9月から3つ以上の部を先行して移行する。ただし、令和10年度までは、移行後も、学校部活動の部としての設置も継続し、大会等へは学校部活動として出場することができる。
- ⑥地域クラブの受け皿が整った新体操部は、令和8年度以降募集停止とし、アカデミーにも移行しない。また、令和8年度以降の水泳、剣道、柔道、空手道競技については、令和7年度までに本校代表として出場した生徒のみ、本校教員を顧問・引率者として中総体に出場可能とする。